

NPOバンクへの対応案

I. 現状

- ・業として貸付けを行う場合には、貸金業登録が必要。
- ・非営利であるNPOバンクにも、一般の貸金業者と同様に、「指定信用情報機関への加入義務」、「総量規制」等の貸金業法上の規制が適用。
- ・一定の要件^(注)を満たす場合には、純資産要件を緩和。
(5,000万円以上→500万円以上)【施行規則第5条の3第1項第2号】
(注) ①非営利、②低金利(7.5%以下)、③貸出目的の公益性、④貸付内容等の情報開示等
- ・NPOバンク^(注)の貸付対象等は、以下の通り。
(注) 平成21年3月末時点で、全国NPOバンク連絡会に所属するNPOバンクは12団体。このほか、組合員の相互扶助を目的として非営利の貸付けを行う共助組合1団体が存在

①貸付対象

- ・主として、環境、福祉、地域に貢献する企業、団体等に対する融資。
- ・一部のNPOバンクでは、個人に対する学資資金等や、生活困窮者に対する生活資金を融資。

②貸付条件

- ・金利：1.0～5.0%程度、貸付期間：最長3～10年程度。

③貸付規模

- ・全国NPOバンク連絡会に所属する12団体の貸付残高は、約2.2億円。

Ⅱ. 要望

貸金PT事務局会議ヒアリングで全国NPOバンク連絡会から提出された要望事項のうち、改正貸金業法の完全施行に向けて検討を要すると考えられる事項は、以下の通り^(注)。

- (i) 専門の「貸付業務経験者」の確保要件の緩和
- (ii) 「指定信用情報機関への加入義務」の適用除外
- (iii) 「総量規制」の適用除外

(注) その他の主な要望事項は以下の通り。(以下の要望に対応するには、法律の手当が必要)

- ①貸金業務取扱主任者の設置義務の適用除外
(「貸金業務取扱主任者」とは、改正貸金業法に基づく資格試験に合格し、登録を受けた者をいい、営業所等ごとに設置することが、法律により義務付けられている。)
- ②貸金業法の適用除外
- ③NPOバンクを対象にした新法の制定

Ⅲ. 対応策案

- (1) 専門の「貸付業務経験者」の確保要件の緩和

⇒ 一定の要件を満たすNPOバンクについては、代替的な体制整備を要件に、初回の登録に限り「貸付業務経験者」の確保義務を免除する取扱いを認める。

- (2) 「指定信用情報機関の信用情報の使用・提供義務」の免除
- (3) 「総量規制」の適用除外

⇒ NPOバンクが行う生活困窮者向けの貸付けのうち、一定の要件を満たすものについては、

- ・「指定信用情報機関の信用情報の使用・提供義務」を免除
- ・「総量規制」の適用除外

とする。

改正貸金業法附帯決議（衆議院財務金融委員会、参議院財政金融委員会）

「政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

（中略）

- 一 市民活動を支える新たな金融システムを構築する観点から、法施行後二年六月以内に行われる見直しに当たり、非営利で低利の貸付けを行う法人の参入と存続が可能となるよう、法律本則に明記することなど、必要な見直しを行う（こと）。

（以下略）」

（注）参議院財政金融委員会の附帯決議のみ文末が「行うこと。」とされている。